

福井県観光連盟ホームページ広告掲載基準

(目的)

第1条 この福井県観光連盟ホームページ広告掲載基準は、公益社団法人福井県観光連盟が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。(以下「掲載基準」という。)

(定義)

第2条 この掲載基準において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 連盟ホームページとは、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 広告内容は、公共性および品位を損なうおそれのないもので、第三者に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義または主張にあたるもの
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 当該広告事業の内容を、連盟が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 誇大または虚偽のおそれのあるもの
- (9) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (10) 教育的または健康的な配慮が必要なもの
- (11) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれのあるもの
- (12) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (13) 第三者を誹謗し、中傷もしくは排斥するものまたはそのおそれのあるもの
- (14) 県の指名停止措置を受けているもの
- (15) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業および風俗営業に類似した業種に関するもの
- (16) 消費者金融にかかるもの

- (17) たばこにかかるもの
- (18) ギャンブルにかかるもの（宝くじ、公営競技にかかるものは原則として除く）
- (19) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの

（広告の妥当性）

第4条 前条に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと連盟が認める業種または業者にかかる広告は掲載しない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

（広告の種類・規格等）

第5条 広告の種類および広告の掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 バナー広告・観光PRパネル
- (2) 広告の掲載枠数（ただし、募集状況に応じて増減する可能性がある。）
 - ①バナー広告 5枠
 - ②観光PRパネル 1記事につき2枠
- (3) 大きさおよび規格
 - ①バナー広告
 - トップページ下段 横220ピクセル・縦60ピクセル
 - 形式 GIF・JPEG（アニメ不可）
 - ②観光PRパネル
 - 該当特集記事内 アスペクト比2：1の画像
 - 形式 JPEG

（広告の掲載期間）

第6条 バナー広告を掲載する期間は、1週間または1か月を単位とする。ただし、1週間または1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。観光PRパネルは、原則として掲載する期間を当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

- 2 1週間の場合、広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は任意日とする。広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は広告掲載開始日から7日目とする。
- 3 1か月の場合、広告掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 4 1か月の場合、広告掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告の募集方法）

第7条 広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として連盟ホームページに掲載基準等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 募集は、広告枠を新たに設定したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- (3) 連盟は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。
- (4) バナー広告の掲載を希望する者は「福井県観光連盟ホームページ広告掲載申込書（バナー広告）（様式第1号）」、観光PRパネルの掲載を希望する者は「福井県観光連盟ホームページ広告掲載申込書（観光PRパネル）（様式第2号）」により連盟に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第8条 連盟は、広告掲載の申し込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに審査し、次の順位により広告掲載を決定する。

- (1) 連盟の会員
 - (2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの
 - (3) その他
- 2 前項の規定について、同じ順位のとときは、連盟会員にあつては会費納入額の多いもの、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。
 - 3 第5条に定める枠数を超過して広告掲載の申し込みがあった場合において、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。
 - 4 連盟は前項の規定により決定したときは、「福井県観光連盟ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第3号）」により当該申込者に通知する。

（広告掲載の停止）

第9条 次に掲げる理由により、連盟がホームページの運営を一時停止する場合がある。

- (1) 機器等の保守または工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

（広告掲載の取消）

第10条 連盟は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 連盟が別途定めた日までに広告原稿が提出されないとき
 - (2) 連盟が別途定めた日までに広告掲載料が納付されないとき
 - (3) 第3条の規定に反すると判断したとき
- 2 連盟は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を

付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

- 第11条 広告主は、広告期間中いつでも、広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により連盟にその旨を通知しなければならない。

(広告主の責務)

- 第12条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(広告掲載料)

第13条 バナー広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。(消費税および地方消費税を含む。)

(1) 1枠あたり

- 1週間 3,000円
1か月 10,000円
6か月 55,000円
12か月 110,000円

(2) 広告主が連盟会員である場合は

- 1週間 2,500円
1か月 7,500円
6か月 40,000円
12か月 80,000円

2 観光PRパネル掲載料は、次に掲げるとおりとする。(消費税および地方消費税を含む。)

(1) 1枠あたり 60,000円

(2) 広告主が連盟会員である場合は 30,000円

3 広告主は、第1項、第2項の規定による広告掲載料を、連盟が指定した日までに、現金または銀行振込により一括入金するものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 連盟は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲

載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。(ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1週間および1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、連盟がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が、1週間単位の場合6時間、1か月単位の場合2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 連盟は、広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、バナー広告においては1か月単位で複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。6か月分または12か月分を一括納付している場合は、納付額から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に第13条第1項の月額広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。

4 連盟は、広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、バナー広告においては1か月単位で複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。6か月分または12か月分を一括納付している場合は、納付額から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に第13条第1項の月額広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第15条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの連盟の指定する日までに、原稿を連盟の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 連盟は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条、第4条、第5条、第12条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第16条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

- (3) 実際には機能しないもの
 - (4) その他広告の表現として適当でないと連盟が認めるもの
- 2 広告の制限事項は、広告の表現、動きおよび配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

- 第17条 広告主は、1か月単位での申込みで広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、連盟にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第15条の規定を準用する。
- 2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに連盟に届け出るものとする。

(協議)

- 第18条 この掲載基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

- 第19条 この掲載基準に定める広告掲載に関する訴訟は、福井地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この掲載基準は平成25年3月1日から施行する。
- 2 この掲載基準は令和6年7月1日から施行する。